

京都市告示第 334 号

平成 4 年 10 月 29 日付け京都市告示第 162 号（市役所、区役所及び事業所の開
庁時間）の一部を次のように改めます。

平成 19 年 12 月 28 日

京都市長 梶 本 頼 兼

本文中「市役所、」及び第 1 号を削り、第 2 号の号番号を削る。

附 則

この告示は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

（総務局総務部総務課）